



佐賀県公報

平成16年
9月21日
(火曜日)
第12509号

(◎印は、県例規集に発効するもの)

目次

- 建設業の許可の取消処分 (建設・技術部) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (建設部) 11
- " (" " ") 11

正 議

◎平成十六年一月十四日付け佐賀県公報第一二四〇三号中訂正 (建設部) 11

○ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成16年9月21日

佐賀県知事 古 川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	平成16年7月22日	株式会社ミズテック 佐賀市伊勢町15番1号	井手 一廣 佐賀県知事許可 (般-14) 第8700号	土木一式工事業、及び・土工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可	平成16年7月1日
平成16年6月22日	共立建設(株) 佐賀市本庄町大字本庄1173番地1	板谷 悟 佐賀県知事許可 (特-15) 第10050号	土木一式工事業、建築一式工事業、及び・土工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、しゅ	平成16年5月28日	平成16年8月24日	株式会社誠工舎 東松浦郡肥前町大字田野8番地7	田中 裕治 佐賀県知事許可 (般-15) 第10010号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成16年7月20日
平成16年6月14日	江口建設 佐賀郡東与賀町大字田中22番1号	江口 安夫 佐賀県知事許可 (般-16) 第9295号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成16年5月13日	平成16年8月17日	鹿島設備工業所 鹿島市大字中村2053番地	西 勇 佐賀県知事許可 (般-12) 第3344号	電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可	平成16年7月8日
平成16年6月22日	共立建設(株) 佐賀市本庄町大字本庄1173番地1	板谷 悟 佐賀県知事許可 (特-15) 第10050号	土木一式工事業、建築一式工事業、及び・土工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、しゅ	平成16年5月28日	平成16年8月20日	下平建設有限公司 藤津郡太良町大字多良9580番地2	下平 妙子 佐賀県知事許可 (般-14) 第6270号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成16年7月21日
平成16年6月22日	共立建設(株) 佐賀市本庄町大字本庄1173番地1	板谷 悟 佐賀県知事許可 (特-15) 第10050号	土木一式工事業、建築一式工事業、及び・土工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、しゅ	平成16年5月28日	平成16年8月24日	株式会社誠工舎 東松浦郡肥前町大字田野8番地7	田中 裕治 佐賀県知事許可 (般-15) 第10010号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成16年8月13日

平成16年 8月24日	大川建設株式会社 神埼郡三田川町大字 吉田260番地1	大川 浩 佐賀県知事許可 (般-13) 第5538号	造園工事業に關する 一般建設業の許 可	平成16年8月 11日	<p style="text-align: center;">○ 正 謄</p> <p style="text-align: center;">平成十六年一月十四日佐賀県公報第一二四〇三号中訂正</p>
<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成16年9月21日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市西田町243番1及び244番</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 鳥栖市蔵上町550番地 平野浩司</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成16年9月21日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市神辺町字柳郷谷1123番4並びに字松本765番6から765番8まで、788番2、789番、790番1、790番3及び793番2</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 鳥栖市神辺町790番地1 宗教法人徳昌寺</p>					

様式第1号 (第2条関係)

受付印

年 月分核燃料税 申告書 修正申告書					
年 月 日 佐賀県知事 様	※処 理 事 項	申告処理年月日 (通信日付印)	精査検算		
		原子炉設置者 の 所 在 地			
		原子炉設置者の名称 及び代表者の氏名			㊟
		この申告の担当課名 及び担当者の氏名		課名 氏名 電話番号() -	
申告区分	摘 要	課 税 標 準 額	税 率	税 額	
申告納付額	申 告 額	千円	10 100	円	
	納 付 年 月 日	年 月 日			
修正申告 納 付 額	修 正 申 告 額 (ア)		10 100		
	当 初 申 告 額 (イ)		10 100		
	差 引 増 差 額 (ア) - (イ)		/		
	増 差 税 額 納 付 年 月 日	年 月 日			
備 考					

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2

箇所

下段左から四行目

- 注 1 この申告書には、核燃料体の数、核燃料体一体当たりの取得原価等を記載した付
表の「課税標準に関する明細書」を添付してください。
- 2 「年 月分」は、条例第8条の規定による申告書の提出期限の属する年月を記
入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

付表

課税標準に関する明細書						
原子炉設置場 所		核燃料の炉内挿入年月日	年 月 日から	年 月 日まで		
原子炉名		使用前検査合格日又は定期検査終了日	年	月	日	
1 挿入核燃料の内訳	課税対象核燃料(新規挿入分)			再挿入分核燃料(体数)	挿入核燃料の合計(体数)	
	受入年月日	挿入核燃料の体数 ①	核燃料の単価(③÷①) ②			取得原価(課税標準)③
		体	円	円		
	計	④	平均単価	円	⑤	(④+⑤)⑥
2 核保有料状の況	未使用核燃料(未課税分)		一部照射済核燃料(課税済分) 体数	合 計		<備考>
	体 数	取得原価		体数		
	⑦	円	⑧	(⑦+⑧)		
<p>注 1 この明細書は、発電用原子炉ごとに記載し、様式第1号の申告書(修正申告書)に添付して提出してください。</p> <p>2 「新規挿入分」とは、初めて発電用原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。</p> <p>3 「再挿入分」とは、新規挿入分として既に課税された核燃料で、再び発電用原子炉内に挿入されたものをいいます。</p> <p>4 「核燃料の単価」は、取得原価を挿入核燃料の体数で除して算出し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p> <p>5 一部照射済核燃料には、使用済核燃料として経理されたものは含まれません。</p>						

様式第2号(第2条関係)

納付書 (㊦)

佐賀県	口座番号 佐賀銀行南支店普通1	加入者 佐賀県出納長	
システム納	納	番	税目
枝番	実績	課区	処理日
所在地	名称		

税目	核燃料税額	年	月	分
税	億千百十万千百十円			
延滞金				
3 過少申告加算金				
4 不申告加算金				
重加算金				
計				

納期限 年 月 日

納付場所 佐賀県指定、指定代理及び
収納代理金融機関

上記の額を納付します。

領収日付印

(金融機関用)

領収済通知書 (㊦)

佐賀県	口座番号 佐賀銀行南支店普通1	加入者 佐賀県出納長	
システム納	納	番	税目
枝番	実績	課区	処理日
所在地	名称		

税目	核燃料税額	年	月	分
税	億千百十万千百十円			
延滞金				
3 過少申告加算金				
4 不申告加算金				
重加算金				
計				

納期限 年 月 日

上記のとおり領収しましたので通知します。

佐賀県出納長 様

領収日付印

(県用)

領収証 (㊦)

佐賀県	口座番号 佐賀銀行南支店普通1	加入者 佐賀県出納長	
システム納	納	番	税目
枝番	実績	課区	処理日
所在地	名称		

税目	核燃料税額	年	月	分
税	億千百十万千百十円			
延滞金				
3 過少申告加算金				
4 不申告加算金				
重加算金				
計				

納期限 年 月 日

上記の金額を領収しました。

上記の金額を領収しました。

領収日付印

(納税者用)

様式第3号 (第2条関係)

年 月分核燃料税 更正(決定) 通知書 加算金額決定			
納税者 所在地 名称 様		第 年 月 日	号 日 佐賀県知事 印
次のとおり核燃料税の税額を更正(決定)したので通知します。 加算金額を決定			
この通知に基づく不足税額及び加算金額を納期限までに納付書によって納付してください。			
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額
更正(決定)額 (イ)	千円	$\frac{10}{100}$	円
既に納付の確定した額 (ロ)		$\frac{10}{100}$	
差引税額 (イ) - (ロ) (ハ)	/	/	
区 分	基 礎 と な る 額	乗 ず る 率	加 算 金 額
過少申告加算金額 (ニ)	円	$\frac{5}{100}$	円
不申告加算金額 (ホ)		$\frac{100}{100}$	
重加算金額 (ヘ)		$\frac{100}{100}$	
合計 (ニ) + (ホ) + (ヘ) (ト)	/	/	
納 期 限	年 月 日	納付すべき税額等の合計額 (ハ) + (ト)	円
1 不足税額に対しては、不足税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又は全額を切り捨てる。)に、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント (この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント (当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)) の割合を乗じて計算した金額 (100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。) の延滞金を加算して納付してください。 2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第6条の規定により知事に異議申立てをすることができます。			

様式第4号(第2条関係)

核燃料税の申告納付期限延長の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日		※ 処 理 事 項	発信年月日		整理番号	
			通 日 付 印	確認印		
佐賀県知事 様						
所在地	〒□□□□-□□□□ 電話番号() -					
法人名						
代表者の氏名	㊟					
経理責任者の氏名	㊟					
下記のとおり申告納付期限延長の指定を受けたいので、佐賀県核燃料税条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。						
原子炉名						
使用前検査の合格日又は定期検査の終了日	年 月 日					
申告納付期限	年 月 日					
延長の指定を受けようとする申告納付期限	年 月 日					
申告納付期限の延長を必要とする理由						

注 ※印の欄は、記入しないでください。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年九月二十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)

様式第5号(第2条関係)

第 号
年 月 日

核燃料税の申告納付期限延長の指定通知書

納税義務者

所在地
名称

様

佐賀県知事

印

年 月 日付けで申請のあった 年 月分の核燃料税の申告納付期限の延長について、佐賀県核燃料税条例第8条の規定により下記のとおり指定したので、佐賀県核燃料税条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

原子炉名		使用前検査の合格日又は定期検査の終了日	年 月 日
核燃料税申告納付期限の指定日			年 月 日